

# 漏水減免制度ご案内

高石市上下水道課

一定の要件に該当した水もれについては、お客様からの申請により、水道料金の減免制度が適用され、漏水月の料金をお支払い後、減免相当金額が還付されます。

## ●減免対象

善良なる管理にもかかわらず、給水装置等の不可抗力による水もれ。

### (減免対象外)

- ・使用者が漏水していることを周知しているにもかかわらず修理を怠った場合。
- ・工事等による破損事故で漏水した場合。
- ・直接人為的により漏水した場合。
- ・減免後、1年以内に同一箇所から漏水があった場合。

## ●減免対象期間

減免の対象期間は**1検針期間（2ヶ月分）**以内とする。

## ●提出書類

- 「水道料金減免申請書（様式第1号）」・・・水道栓使用者が記入押印する。  
「修理完了届（様式第2号）」・・・高石市指定工事店が記入押印する。

減免申請書等は、高石市のホームページからもダウンロードできます。（<http://www.city.takaishi.lg.jp/>）  
「トップページ」→「各課のご案内」→「土木部」→「上下水道課」→「水道メーターと検針・漏水減免制度」

## ●減免後水量計算方法

減免後水量＝A 平均使用水量＝B 漏水月の使用水量＝C とした場合の計算式

減 免 率	計 算 式
漏水量の50%を減額	$A = C - (C - B) \times 0.5$

- ・ 平均使用水量（B）とは、前年度同検針期間の平均水量又は漏水の有った月の前12ヶ月の平均水量をいう。なお、上記の平均使用水量によりがたい場合は、漏水の有った月以後の使用実績による。
- ・ 減免後水量に1m<sup>3</sup>未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

漏水減免の詳細な内容については、下記までお問い合わせ下さい。

高石市上下水道課 お客様サービスセンター TEL072-265-1001